

第3章 基本計画の位置づけと施策体系

第1節 基本計画の位置づけ

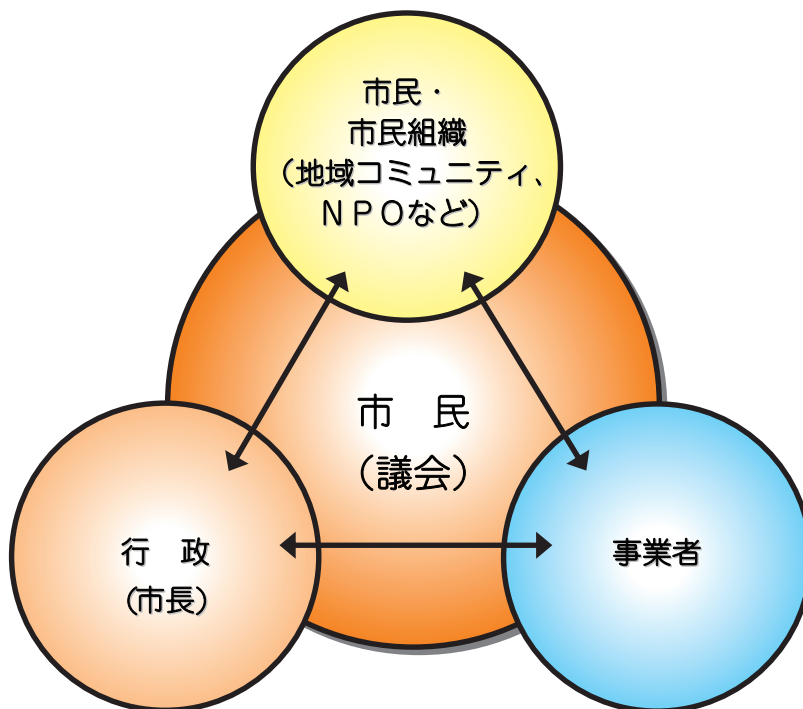
基本計画は、基本構想で定めためざすまちの姿と6つの基本目標を実現するため、施策の方向や目標等を体系的、総合的に明らかにするものです。

1. 基本計画の実現主体

この基本計画は、市民や地域コミュニティ・NPOなど様々な市民組織、事業者、そして行政がともに考え、行動して、実現することをめざすもので、計画の実現主体は、「枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）」です。私たちは、本市にかかわるすべての人と関係機関との協働により、計画の実現を図ります。

【総合計画を実現する主体】

枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）

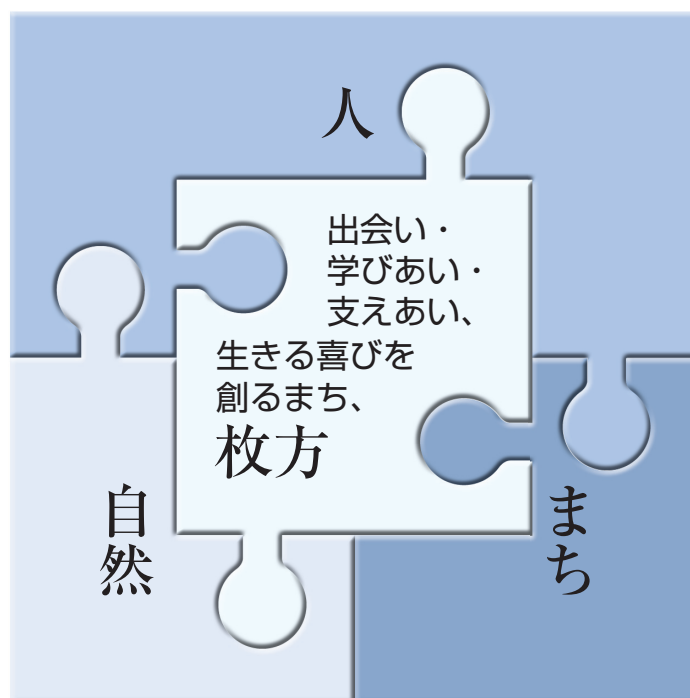


2. 枚方市がめざすまちの姿

私たちのまち・枚方の持続的な発展と市民生活の向上を実現するためには、先人が培ってきた地域の歴史や文化を愛し、お互いを尊重し、支え合う社会を育むとともに、自然環境の恵みを次世代へ受け継ぐことが求められています。また、常に新たな価値の創造に努め、生き生きとした輝きを発し続けることが必要です。

人と人、人と自然、人とまちの豊かな関わり合いの中で、そうした営みを積み重ね、心ときめく魅力あるまちをつくることは、私たちのめざすまちの将来の像であり、また、私たちの日々の行動指針でもあります。

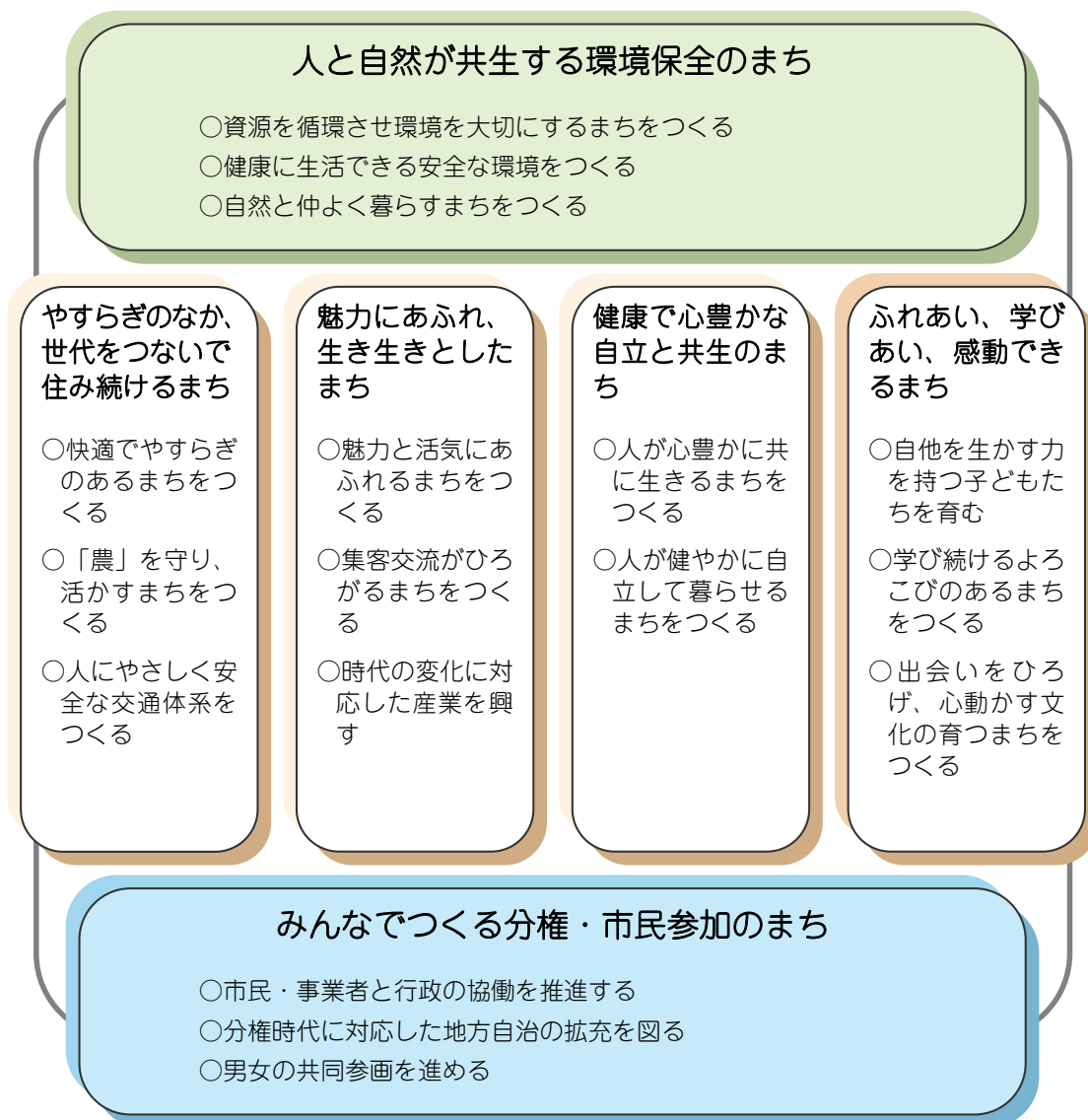
そこで基本構想では、私たちがめざす「まちの姿」を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」と定めています。



第2節 施策体系

基本計画は、基本構想で定めた以下の「まちづくりの基本目標」と「取り組みの基本方向」（以下「基本方向」という。）に基づいて、施策を体系化しています。さらに、基本方向ごとに施策目標を定めています。

【まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向】



第1章 人と自然が共生する環境保全のまち

第1節 資源を循環させ環境を大切にすまちをつくる

1. 地球温暖化対策に取り組む
2. ごみの発生を抑制し、資源を循環させてごみを減らす
3. 環境保全を進めるための活動を広げる

第2節 健康に生活できる安全な環境をつくる

1. 清らかな水を確保する
2. 良好な生活環境を確保する

第3節 自然と仲良く暮らすまちをつくる

1. 自然空間と生態系を守る
2. 人と自然との共生を図る

第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

第1節 快適でやすらぎのあるまちをつくる

1. 安全で快適なまちをつくる
2. 美しいまち並みをつくる
3. まちの安心・安全を高める

第2節 「農」を守り、活かすまちをつくる

1. 「農」を守り、活かす
2. 「農」とのふれあいを促進する

第3節 人にやさしく安全な交通体系をつくる

1. 交通の流れを円滑にする
2. 安心して歩けるまちをつくる
3. 環境を大切に交通体系をつくる

第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

第1節 魅力と活気にあふれるまちをつくる

1. 人が集い、魅力と活力あふれる中心市街地をつくる
2. 東部地域の魅力を高める
3. 都市間の交通ネットワークを整備する
4. 活力ある学園都市をつくる

第2節 集客交流がひろがるまちをつくる

1. 人と情報の交流を促進する
2. 文化観光資源を整備し、まちづくりに生かす
3. 花と音楽を生かしたまちづくりを進める

第3節 時代の変化に対応した産業を興す

1. 市内産業の高度化・活性化を図る
2. 地域に根ざした産業を育成する
3. 雇用の確保と労働環境等の改善を進める

第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち

第1節 人が心豊かに共に生きるまちをつくる

1. 国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献する
2. 差別や暴力をなくし、人権を尊重する
3. 地域における支えあいの輪をひろげる

第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる

1. 市民の健康づくりを支援する
2. 生命を支える医療体制を強化する
3. 自立を支える
4. 社会参加を促進する

第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち

第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む

1. 乳幼児の健やかな成長を支える
2. 子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う
3. 子どもたちが学ぶ環境を整える
4. 子どもたちを育む環境を整える

第2節 学び続けるよろこびのあるまちをつくる

1. 生涯学習を推進する
2. 地域における情報活用環境を高める

第3節 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる

1. 芸術・文化活動の活性化を図る
2. 市民スポーツ活動の活性化を図る
3. 歴史文化遺産を保存し、活用する

第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち

第1節 市民・事業者と行政の協働を推進する

1. 情報の共有化を進める
2. 市民参加のまちづくりを進める
3. 市民のまちづくり活動を促進する

第2節 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る

1. 行政経営の効率化を推進する
2. 広域的な自治体間の連携を強化する

第3節 男女の共同参画を進める

1. あらゆる社会活動への男女共同参画を進める
2. 政策等の立案・決定・実行への男女共同参画を進める